

京都府歯と口の健康づくり推進条例（平成24年京都府条例第67号） 新旧対照表

現 行	改正後
<p>歯と口の健康を保つことは、しっかり噛むことができるための基本であり、健康で豊かな生活を送る上で必要なことである。更には、子どもの健やかな成長を促したり、糖尿病をはじめとする生活習慣病の改善、誤嚥性肺炎などの高齢期に起こりやすい病気の防止など全身の健康につながるものであり、全ての府民にとって大切なことである。</p> <p>したがって、府民ひとりひとりが、歯と口の健康づくりの重要性を理解し、自ら歯と口の健康づくりに取り組むことができるよう、府民の取組を促進していくことが求められる。</p> <p>そして、乳幼児から高齢者、妊産婦、また、障がい者や介護を必要とする者などの歯科保健医療サービスの提供に配慮を要する者など全ての府民が、生涯を通じて、その年齢、居住する地域、心身等の状況などにかかわらず、適切かつ効果的な歯科治療や<u>歯科検診</u>などを受けることができる環境の整備に努めていかなければならない。</p> <p>こうした認識に基づき、府民の歯と口の健康を保つことができるよう、市町村、歯科医療等業務従事者などの歯と口の健康づくりに携わる者の連携と協力の下、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、この条例を制定する。</p> <p>第1条 略</p>	<p>歯と口の健康を保つことは、しっかり噛むことができるための基本であり、健康で豊かな生活を送る上で必要なことである。更には、子どもの健やかな成長を促したり、糖尿病をはじめとする生活習慣病の改善、誤嚥性肺炎などの高齢期に起こりやすい病気の防止など全身の健康につながるものであり、全ての府民にとって大切なことである。</p> <p>したがって、府民ひとりひとりが、歯と口の健康づくりの重要性を理解し、自ら歯と口の健康づくりに取り組むことができるよう、府民の取組を促進していくことが求められる。</p> <p>そして、乳幼児から高齢者、妊産婦、また、障がい者や介護を必要とする者などの歯科保健医療サービスの提供に配慮を要する者など全ての府民が、生涯を通じて、その年齢、居住する地域、心身等の状況などにかかわらず、適切かつ効果的な歯科治療や<u>歯科健診</u>などを受けることができる環境の整備に努めていかなければならない。</p> <p>こうした認識に基づき、府民の歯と口の健康を保つことができるよう、市町村、歯科医療等業務従事者などの歯と口の健康づくりに携わる者の連携と協力の下、歯と口の健康づくりに関する施策を推進するため、この条例を制定する。</p> <p>第1条 略</p>

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口の健康 歯や歯肉などの歯周組織をはじめとする口腔（その機能を含む。）の健康をいう。
- (2) 歯と口の健康づくり 歯科疾患の予防、歯科保健指導、歯科医療 などによって、 歯と口の健康を保持増進させることをいう。
- (3) 歯科検診 歯科についての検診(健康診査や健康診断の際に行われるものを含む。)をいう。
- (4) 歯科医療等業務 歯科医療や保健指導についての業務をいう。
- (5) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士などの歯科医療等業務に従事する者をいう。
- (6) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者で、歯と口の健康づくりに関する活動、指導、助言や医療行為を行うものをいう。
- (7) 介護福祉関係者 介護福祉サービスを提供する者で、歯と口の健康づくりに関する活動、指導、助言や医療行為を行うものをいう。
- (8) 教育保育関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校や専修学校、各種学校と児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）において、乳幼児、児童、生徒や学生の歯と口の健康づくりに関する指導を行う者をいう。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯と口の健康 歯や歯肉などの歯周組織をはじめとする口腔（その機能を含む。）の健康をいう。
- (2) 歯と口の健康づくり 歯科疾患の予防、歯科保健指導、歯科医療や 8020運動、オーラルフレイル対策 などによって、歯と口の健康を保持増進させることをいう。
- (3) 歯科健診 歯科についての健康診査や健康診断をいい、歯科についての検診を含むものとする。
- (4) 歯科医療等業務 歯科医療や保健指導についての業務をいう。
- (5) 歯科医療等業務従事者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士などの歯科医療等業務に従事する者をいう。
- (6) 保健医療関係者 保健医療サービスを提供する者で、歯と口の健康づくりに関する活動、指導、助言や医療行為を行うものをいう。
- (7) 介護福祉関係者 介護福祉サービスを提供する者で、歯と口の健康づくりに関する活動、指導、助言や医療行為を行うものをいう。
- (8) 教育保育関係者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく学校や専修学校、各種学校と児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に基づく幼保連携型認定こども園（以下「学校等」という。）において、乳幼児、児童、生徒や学生の歯と口の健康づくりに関する指導を行う者をいう。

(9) 食育関係者 地域や学校等において、栄養指導、食生活の相談などの食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師などをいう。

(10) 医療保険者 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）などの法律に基づく医療保険制度により医療に関する給付を行う者をいう。

(11) 8 0 2 0運動 80歳になっても自分の歯を20本以上に保つことを目指した運動をいう。

(新設)

第3条・第4条 略

(歯科医療等業務従事者の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者は、府や市町村、事業者、医療保険者などの歯と口の健康づくりに関する施策や取組を行う者との連携を図りつつ、それらの者が行う歯と口の健康づくりに関する施策や取組に協力するよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者は、歯科検診などの機会を通じて、児童虐待の早期発見に努めるものとする。

3 歯科医療等業務従事者やそれらの者で組織する団体は、歯と口の健康づくりを推進するため、歯科医療等業務に関わる者や構成員などに対する研修の機会の確保など資質の向上に関する

(9) 食育関係者 地域や学校等において、栄養指導、食生活の相談などの食育推進活動に携わる管理栄養士、栄養士、調理師などをいう。

(10) 医療保険者 健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）などの法律に基づく医療保険制度により医療に関する給付を行う者をいう。

(11) 8 0 2 0運動 80歳になっても自分の歯を20本以上に保つことを目指した運動をいう。

(12) オーラルフレイル対策 加齢に伴う口腔の機能の低下その他の口腔の状態の変化等に起因する口腔の機能の虚弱な状態が心身の機能までを低下させる影響を及ぼすものであることを考慮して、その口腔の状態について早期に把握し、虚弱な状態を回復させたり、虚弱な状態となることを未然に防いだりするための取組をいう。

第3条・第4条 略

(歯科医療等業務従事者の責務)

第5条 歯科医療等業務従事者は、府や市町村、事業者、医療保険者などの歯と口の健康づくりに関する施策や取組を行う者との連携を図りつつ、それらの者が行う歯と口の健康づくりに関する施策や取組に協力するよう努めるものとする。

2 歯科医療等業務従事者は、歯科健診などの機会を通じて、児童虐待の早期発見に努めるものとする。

3 歯科医療等業務従事者やそれらの者で組織する団体は、歯と口の健康づくりを推進するため、歯科医療等業務に関わる者や構成員などに対する研修の機会の確保など資質の向上に関する

取組を行うよう努めるものとする。

第6条 略

(事業者や医療保険者の役割)

第7条 事業者は、府内の事業所で雇用する従業員が歯科検診や歯科保健指導を受けるための機会の確保などの歯と口の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、自らの医療保険加入者が歯科検診や歯科保健指導を受けるための機会の確保などの歯と口の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(府民の役割)

第8条 府民は、歯と口の健康づくりに関する関心や理解を深めるとともに、歯と口の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯と口の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

2 府民は、その年齢や発達段階、心身等の状況などに応じて、定期的な歯科検診、必要に応じた歯科保健指導や早期の治療を受けることにより、歯と口の健康づくりに努めるものとする。

3 父母などの保護者は、子どものむし歯や歯周病の予防、適切な食習慣の定着、早期に適切な治療を受けさせることなど、子どもの歯と口の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(全ての年齢層に共通する歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

取組を行うよう努めるものとする。

第6条 略

(事業者や医療保険者の役割)

第7条 事業者は、府内の事業所で雇用する従業員が歯科健診や歯科保健指導を受けるための機会の確保などの歯と口の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 医療保険者は、自らの医療保険加入者が歯科健診や歯科保健指導を受けるための機会の確保などの歯と口の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(府民の役割)

第8条 府民は、歯と口の健康づくりに関する関心や理解を深めるとともに、歯と口の健康づくりに関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯と口の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

2 府民は、その年齢や発達段階、心身等の状況などに応じて、定期的な歯科健診、必要に応じた歯科保健指導や早期の治療を受けることにより、歯と口の健康づくりに努めるものとする。

3 父母などの保護者は、子どものむし歯や歯周病の予防、適切な食習慣の定着、早期に適切な治療を受けさせることなど、子どもの歯と口の健康づくりに関する取組を行うよう努めるものとする。

(全ての年齢層に共通する歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第9条 府は、府民の歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、全ての年齢層に共通するものとして、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発に関すること。
- (2) 食育を通じた歯と口の健康づくりに関すること。
- (3) 8020運動などを通じた府民の歯と口の健康づくりに関する意識の向上の促進に関すること。
- (4) 府民が 定期的に歯科検診を受けることや必要に応じて歯科保健指導を受けることの促進に関すること。

(乳幼児期や学齢期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第10条 府は、乳幼児期や学齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯科検診、フッ化物による洗口やその塗布などのむし歯予防対策に関すること。
- (2) 適切な食生活や歯みがきを子どもに定着させることなど 歯と口の健康づくりに関する指導に関すること。

(成人期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第11条 府は、成人期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

第9条 府は、府民の歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、全ての年齢層に共通するものとして、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりに関する情報の提供や知識の普及啓発に関すること。
- (2) 食育を通じた歯と口の健康づくりに関すること。
- (3) 8020運動などを通じた府民の歯と口の健康づくりに関する意識の向上の促進に関すること。
- (4) 府民ひとりひとりが 生涯にわたって定期的に歯科健診を受けることや必要に応じて歯科保健指導を受けることの促進に関すること。

(乳幼児期や学齢期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第10条 府は、乳幼児期や学齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯科健診、フッ化物による洗口やその塗布などのむし歯予防対策に関すること。
- (2) 適切な食生活や歯みがきを子どもに定着させることなど 歯周病の予防対策その他の歯と口の健康づくりに関する指導に関すること。

(成人期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第11条 府は、成人期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯周病など歯周疾患の予防や改善に関する事。
- (2) 事業者や医療保険者などによる歯科検診や歯科保健指導の機会確保に関する事。
- (3) 喫煙による歯と口の健康への悪影響の防止に関する事。
- (4) 糖尿病などの生活習慣病の改善に資する歯と口の健康づくりに関する事。
- (5) 歯科検診の促進など妊産婦の歯と口の健康づくりに関する事。

(高齢期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第12条 府は、高齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 高齢期における口腔機能の維持向上に関する事。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域で適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関する事。

第13条 略

(歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備に関する施策)

第14条 府は、歯と口の健康づくりの推進のための環境を整備するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりの推進に向けた調査や研究に関する事。
- (2) 歯科医療等業務従事者の確保に関する事。

- (1) むし歯や歯周病など歯科疾患の予防や改善に関する事。
- (2) 事業者や医療保険者などによる歯科健診や歯科保健指導の機会確保に関する事。
- (3) 喫煙による歯と口の健康への悪影響の防止に関する事。
- (4) 糖尿病などの生活習慣病の改善に資する歯と口の健康づくりに関する事。
- (5) 歯科健診の促進など妊産婦の歯と口の健康づくりに関する事。

(高齢期における歯と口の健康づくりの推進に関する施策)

第12条 府は、高齢期における歯と口の健康づくりを推進するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) オーラルフレイル対策を含めた歯科健診の促進など高齢期における口腔機能の維持向上に関する事。
- (2) 高齢者が住み慣れた地域で適切な歯科保健医療サービスの提供を受けることができるための環境の整備に関する事。

第13条 略

(歯と口の健康づくりの推進のための環境の整備に関する施策)

第14条 府は、歯と口の健康づくりの推進のための環境を整備するため、第3条の基本理念を踏まえ、次に掲げる施策など必要な施策を実施するものとする。

- (1) 歯と口の健康づくりの推進に向けた調査や研究に関する事。
- (2) 歯科医療等業務従事者の確保に関する事。

4日までとする。

第19条～第21条 略

4日までとする。

第19条～第21条 略

〔注〕 施行日は、公布日とする。